

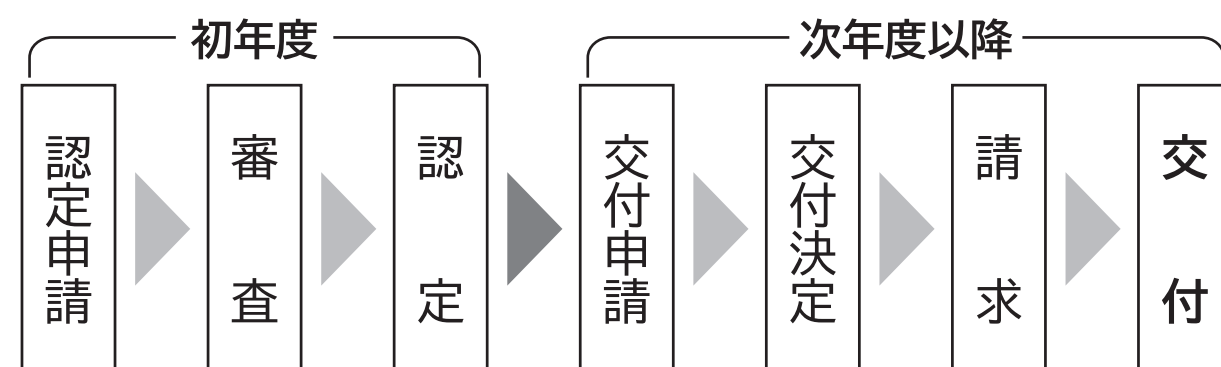
助成率・限度額

大学等に在学した期間中に貸与を受けた奨学金の前年度の返還額に、以下の条件による助成率を乗じた金額が対象となります。ただし、繰上償還する額は対象となりません。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ① 津久見市出身又は津久見高校を卒業した方 | ② ①以外の方 |
| 【助成率】1/2以内 | 【助成率】1/3以内 |
| 【限度額】10万円／年
⇒10年間で100万円以内 | 【限度額】5万円／年
⇒10年間で50万円以内 |

交付までの流れ

- ①1年目に本事業の対象となるかを審査し、認定します。
★貸与を受けた奨学金の今後10年間の返還予定額に、条件による助成率、限度額を踏まえ10年間の助成額（予定）を算定
- ②返還2年目以降11年目の間（10年間）に、前年度の奨学金返還実績に助成率を乗じた額（10万円又は5万円以内／年）を助成金として交付します。
※奨学金の額によっては、支給期間が10年未満の場合もあります。
※1年目は認定手続、2年目以降は毎年申請・請求が必要となります。



申請期限

- 【初年度】
☆認定申請期限・・・毎年10月末
※締め切り後に新たに要件を満たすことになった場合はご相談ください。
- 【次年度以降】
☆交付申請期限・・・認定された翌年度の6月末（毎年度申請が必要です。）

※対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前にお問い合わせください。

問い合わせ

津久見市商工観光・定住推進課
☎0972-82-2655 e-mail:tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp



津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業

～津久見に「住んで」「働く」若者の未来を応援します～

津久見市に住む
皆さんへ

×切間近！
10月末まで！

奨学金の返還を

最大100万円



支援します！

津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業とは

定住・地元就職の促進、有用な人材確保に加え、津久見高等学校への進学率向上、奨学金の返還負担のため進学等を断念する若者への修学奨励を目的として、大学等に在学した期間中に貸与を受けた奨学金の返還について支援する「津久見市地方創生人材奨学資金返還支援事業」を新設します。

対象者は①～⑥を全て満たす方

- ①津久見市に住所を有し、大学等に在学した期間中に奨学金の貸与を受けた方
- ②令和5年4月以降に事業所等に正規雇用者として雇用された方
- ③市税等を滞納していない方
- ④奨学金の返還について他の助成（免除など）を受けていない方
- ⑤津久見市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない方
- ⑥原則として、申請時から10年以上定住する意思のある方

支援制度の特徴

- ☆第一次産業、自営業もOK
- ☆津久見市に住めば、市外の事業所勤務でもOK
- ☆津久見市出身者や津久見高等学校の卒業生など厚く支援
- ☆年齢制限なし
- ・小規模事業者や事業承継を支援します！
- ・多様な働き方を支援します！
- ・津久見に縁のある方を支援します！
- ・UIターンを促進します！